**平成２４年（フ）第１１４６号**
広島市中区舟入中町３番８―304号　パオビル舟入中町87
債務者　密城　成子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２０７０号**
福岡市中央区小笹１丁目18番12―202号
債務者　上田　正晃
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２６１９号**
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇616番地の４玖珠設計アパート202号、申立時の住所福岡県朝倉市杷木林田451番地林田団地７号
債務者　坂本　真美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２６０号**
福岡県大野城市筒井１丁目19番13号
債務者　西川　靖代
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２９６号**
福岡市博多区千代３丁目19番２―607号
債務者　嶋名　由起
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３０９号**
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目127番地
債務者　木村　聖子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３６２号**
福岡市南区若久１丁目16番19―601号
債務者　吉海　慎吾
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３８７号**
福岡市東区城浜団地36番504号
債務者　永留　清治
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７３１号**
福岡県春日市須玖北７丁目115番地ヴェルドミール須玖406号
債務者　的野美奈子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７４５号**
福岡県糸島市高田２丁目16番21号
債務者　新原　秀範
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７９４号**
福岡市早良区内野６丁目１番47号
債務者　佐々木美和
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８００号**
福岡市城南区田島１丁目15番17―103号
債務者　岩本　信也
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８０８号**
福岡県春日市春日原北町３丁目58番地１春日原テルミナ610号
債務者　井上　恭通
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８５９号**
福岡県春日市日の出町６丁目33番地サンプレイズ春日501号
債務者　北川　　明
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８６０号**
福岡県春日市日の出町６丁目33番地サンプレイズ春日501号
債務者　北川　玲子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８７９号**
福岡市城南区松山２丁目20番８号
債務者　山尾　正義
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８８３号**
福岡市博多区吉塚２丁目21番14―504号
債務者　矢野　太一
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８９４号**
福岡県太宰府市高雄５丁目13番29号
債務者　主税　康章
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部